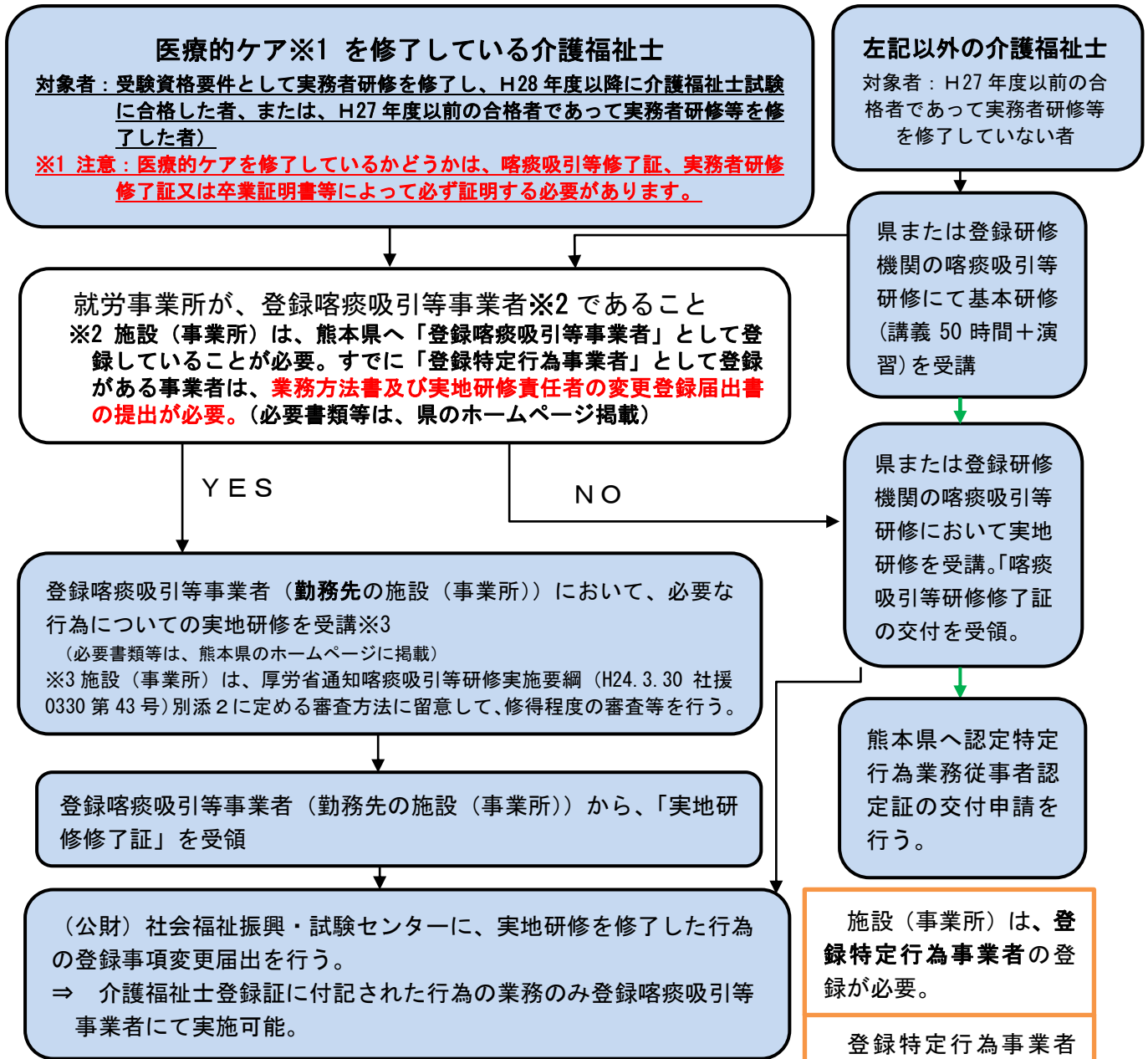


介護福祉士が施設(事業所)において、喀痰吸引等医行為を行うまでの流れ

※介護福祉士が、勤務している施設(事業所)で、喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります



<事業所>

登録喀痰吸引等事業者(勤務先の施設(事業所))は「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録変更届出書」により喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

また、実地研修修了証の交付を行った介護福祉士の修了者管理簿を作成し、交付した日の属する年度の翌年度の4月末日までに修了証の交付状況について熊本県へ報告を行う。

○ご注意ください

以下の場合に登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
→ **登録事業者の取消等の処分(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7)**
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ **介護福祉士等の信用失墜行為の禁止(同法第45条)**